

第 380 回月例会・報告概要

日 時：2020 年 6 月 20 日 10:00～ Zoom™会議による開催

報告者：大島一悟 会員（大阪経済法科大学）

テーマ：配偶者居住権の内容と課題

報告者コメント：平成 29 年に公平開示制度（日本版 FD ルール）を導入するべく金融商品取引法の改正を行った（法 27 条 民法（相続法）の改正により、配偶者居住権の制度が新設され、今年 4 月 1 日以降、制度の利用ができるようになりました。配偶者居住権は、相続人となった配偶者が、以前から住んでいる被相続人が所有していた自宅に、そのまま住み続けることができる権利で、制度趣旨は残された配偶者の保護にあります。今までになかった新しい制度で、高齢化が進む日本の社会に見合った制度だと思いますが、想定されていない課題などもあるかもしれません。また、配偶者居住権が設定された不動産をめぐるトラブルなども考えられるため、今回の報告では、制度の内容と課題について整理し、若干の検討を行いたいと思います。

報告概要

一 はじめに

- ・法務大臣諮問内容「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点」
- ・2018 年改正相続法→2019 年 7 月 1 日に改正部分の全面施行

二 相続法に関する法改正

1. 相続法見直しで検討された課題

- ・基本的視点：①高齢化社会が更に進み、相続開始時点で特に配偶者の年齢が以前よりも高齢化し、配偶者の生活保障の必要性が高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下していること、②要介護高齢者や高齢者の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢が変化していること
- ・改正の方針＝配偶者の居住権の保護、配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、寄与分制度の見直し、遺留分制度の見直し、相続人以外の者の貢献の考慮、預貯金等の過分債権の扱い、)遺言

2. 配偶者居住権について

(1) 制度新設の背景

- ・被相続人が配偶者に配慮した遺言を残していればよいが、遺言が作成される場面は少ないのが現状
→遺産分割協議がまとまらない、金銭分配を要求されるケースもありうる

(2) 制度の概要

- ・短期居住権と（長期の）居住権の2つの制度が新設（民法 1028 条以下）
- ・短期居住権：残された配偶者が相続財産である建物に居住していれば、遺産分割終了時まで（遺言などで別の者に相続される場合であっても最低6カ月間）は、当該建物に無償で住み続けることができる（民法 1037 条）。
- ・（長期の）居住権：終身（協議で期間を定めた場合はその終期まで）、配偶者が相続財産である建物に住み続ける居住権、ア：遺産分割協議、イ：遺言による遺贈、ウ：家裁での居住権を取得する旨の審判のいずれかがあれば、認められる（民法 1028、1029 条）。
- ・（長期の）配偶者居住権は譲渡できないこととなっている。
→今後の課題＝配偶者居住権を誰かに買い取ってもらって老人ホームに移ることなどはできないおそれがある。

(3) 短期居住権

- ・民法 1037 条～1040 条

- ・使用貸借が準用(収益権なし)
- (4) 居住権(長期居住権)
 - ・民法 1028 条～1033 条
 - ・使用貸借、賃貸借の規定が準用
 - ・登記が可能(譲渡は禁止)

3. 配偶者居住権以外の改正について

- (1) 配偶者の貢献に応じた遺産分割 民法 903 条 4 項
- (2) 寄与分制度の見直し ④3. (4)
- (3) 遺留分制度の見直し 民法 1046 条
- (4) 相続人以外の者の貢献の考慮 民法 1050 条
- (5) 預貯金等の可分債権の扱い 民法 909 条の 2
- (6) 遺言 民法 968 条

三 配偶者居住権の財産価値の算定

1. 配偶者居住権の財産価値の算定

- (1) 立法過程での議論
- (2) 配偶者居住権の評価が必要となり得る場合
 - ・遺産分割協議、相続税の課税などの場合
 - ・居住権の対象となった不動産が担保目的物となっている場合

2. 担保管理を行う金融実務等への影響

- ・評価方法が明確にされていない
- ・評価方法に関する議論としては、「賃料ベース」、「配偶者居住権の価額+配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額」、その他の方法に大別されている。

四 おわりに

- ・残された課題:配偶者居住権と担保不動産競売との関係

以 上